道路への倒木、枝・雑草の張り出しにご注意ください！

近年、道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより
通行の支障になったり、標識が見え難くなっている
箇所が多数見受けられます。
『安全で安心な道路環境を守るために』
所有者の方で適切な維持管理をお願いします。
特に強風時や台風後のご確認をお願いします。

倒木による通行止め



枝により標識が見えない



民地からの倒木や樹木のはみ出しで通行に支障を及ぼすことは道路法第４３条で禁止されており、また、それにより事故が発生した場合は、民法第717条により樹木の所有者に責任を問われる場合がありますので、ご注意ください。
※通行に著しく支障をきたす場合は、市で伐採する場合がありますが、処分は所有者の方で行っていただきますようお願いします。

道路法第43条（道路に関する禁止行為）
何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。
1．みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
2．みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。

民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）
1．土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が賠償の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその賠償を賠償しなければならない。
2．前項に規定は、竹木栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3．前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者、その者に対して求償権を行使することができる。

事務担当：建設構想部道路保全課
連絡先　：０２４－９２４－２３０１